

「年金生活者等支援臨時福祉給付金」の実施について

平成 27 年 12 月 18 日

一億総活躍担当大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

1. 趣旨

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援によるアベノミクスの成果の均てんの観点や、高齢者世帯の年金も含めた所得全体の底上げを図る観点に立ち、社会保障・税一体改革の一環として平成 29 年度から実施される年金生活者支援給付金の前倒し的な位置づけになることも踏まえ、また、平成 28 年前半の個人消費の下支えにも資するよう、低所得の高齢者等を対象に年金生活者等支援臨時福祉給付金を実施する。

2. 給付対象者の範囲・支給時期

給付対象者の範囲・支給時期については、年金生活者支援給付金の対象者を念頭に置きつつ、平成 28 年前半の個人消費の下支えの観点や実務上の対応可能性を踏まえ、具体的には以下のとおりとする。

① 低所得の高齢者

低所得の高齢者向けの給付金については、平成 27 年度の簡素な給付措置の対象者のうち、平成 28 年度中に 65 歳以上となる者を対象とし、できる限り早期に支給する。

② 低所得の障害・遺族基礎年金受給者

低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金については、平成 28 年度の簡素な給付措置の対象者のうち、障害基礎年金又は遺族基礎年金を受給している者（①に該当する者を除く。）を対象とし、平成 28 年度の簡素な給付措置と併せて支給する。

3. 給付額

給付対象者一人につき、30,000 円

4. 実施方法

年金生活者等支援臨時福祉給付金の実施に当たっては、市町村（特別区を含む。）を始めとする地方の協力が不可欠であるため、事務・費用の両面でする限り簡素で効率的な支給方法とする。そのため、これまでの簡素な給付措置と同じ仕組みで実施する。

年金生活者等支援臨時福祉給付金の実施に要する費用については、国が負担するものとする。